

# 福井県屋外広告物条例第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲

[平成21年福井県告示第720号]

福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「条例」という。）第2条および第8条第4項に規定する地域および範囲を定めたので、条例第29条第1項の規定により、次のとおり公告し、平成22年1月1日から施行する。

なお、福井県屋外広告物条例第2条に規定する地域および範囲（平成21年福井県告示第294号）は、廃止する。

## 1 用語の定義

この告示において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 商業地域等 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域
- (2) 家屋連たん地域 相互間の距離20メートル以内で連続して3戸以上存在する家屋（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋をいう。）の周囲50メートルの地域（条例第2条第1号に掲げる地域および商業地域等を除く。）

## 2 条例第2条第4号の規定に基づき、知事が定める範囲

種別	名称	所在地	範囲
建造物	坪川家住宅	坂井市丸岡町上竹田	周囲30m
〃	相木家住宅	丹生郡越前町小曾原	〃
〃	堀口家住宅	今立郡池田町稲荷	〃

## 3 条例第2条第12号の規定に基づき、知事が定める地域

次の高速自動車国道および自動車専用道路ならびにこれらに接続する地域で、陸地部では高速自動車国道または自動車専用道路の両側500メートル、海岸部では高速自動車国道または自動車専用道路の陸側500メートルおよび高速自動車国道または自動車専用道路の海側当該高速自動車国道または自動車専用道路から望見される範囲とする。ただし、条例第2条第1号に掲げる地域、商業地域等および家屋連たん地域は除く。

- (1) 北陸自動車道の全区間
- (2) 近畿自動車道敦賀線のうち供用されている区間
- (3) 中部縦貫自動車道のうち供用されている区間

## 4 条例第2条第13号の規定に基づき、知事が定める地域

次の道路およびこれに接続する地域で、陸地部では道路の両側300メートル、海岸部では道路の陸側300メートルおよび道路の海側当該道路から望見される範囲とする。ただし、商業地域等および家屋連たん地域は除く。

- (1) 一般国道8号の全区間

- (2) 一般国道27号の全区間
- (3) 一般国道305号の全区間
- (4) 主要地方道三国東尋坊芦原線のうち次の区間  
坂井市三国町米ヶ脇（荒磯遊歩道入口前）から同市三国町浜地（今津川浜地橋）まで
- (5) 一般国道364号のうち次の区間  
福井市宇坂大谷町43字12番の2地先から吉田郡永平寺町東古市（一般国道416号との交差点）まで
- (6) 主要地方道佐田竹波敦賀線のうち次の区間  
三方郡美浜町佐田（一般国道27号との交差点）から同町竹波（一般県道竹波立石縄間線との交差点）までの間および敦賀市縄間（一般県道竹波立石縄間線との交差点）から同市櫛川（井の口川花城橋）まで
- (7) 一般県道竹波立石縄間線の全区間
- (8) 一般県道日向郷市線のうち次の区間  
三方郡美浜町日向（日向湖日向橋）から同町郷市（一般国道27号との交差点）まで
- (9) 一般県道常神三方線（一般国道162号との重用区間を含む。）のうち次の区間  
三方上中郡若狭町常神（常神隧道）から同町三方（一般国道27号との交差点）まで
- (10) 一般県道赤礁崎公園線の全区間
- (11) 三方五湖有料道路の全区間
- (12) 一般県道泊小浜停車場線のうち次の区間  
小浜市堅海（久須夜ヶ岳山頂付近）から同市阿納尻（一般国道162号との交差点）まで

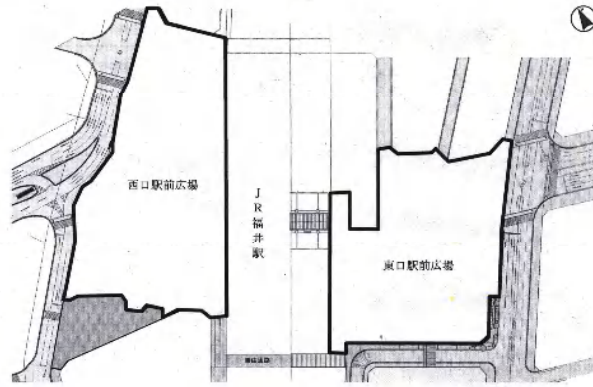
## 5 条例第2条第14号の規定に基づき、知事が定める地域

- (1) 福井駅西口駅前広場および福井駅東口駅前広場（別図1のとおり）
- (2) 敦賀駅前広場（別図2のとおり）
- (3) 武生駅前広場（別図3のとおり）
- (4) 小浜駅前広場（別図4のとおり）
- (5) 芦原温泉駅前広場（別図5のとおり）

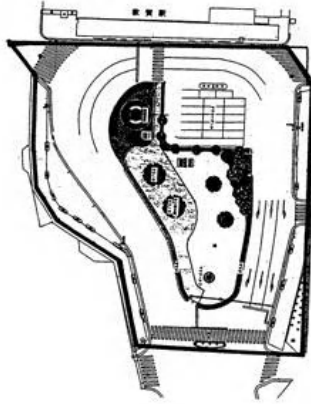
## 6 条例第8条第4項の規定に基づき、知事が定める地域

名勝三方五湖の全地域

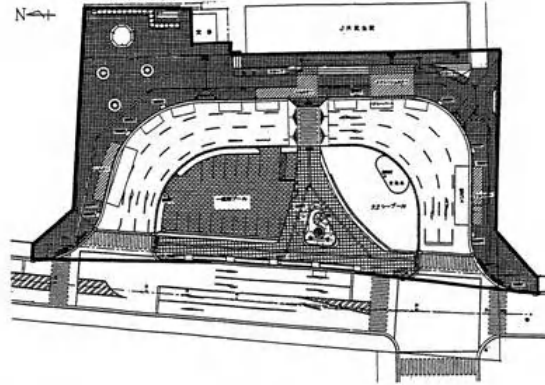
別図1 福井駅西口駅前広場および福井駅東口駅前広場  
 駅前広場区域



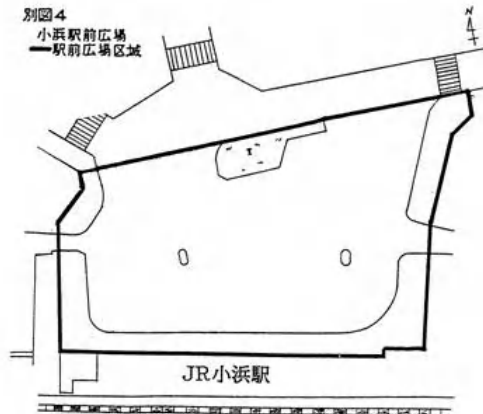
別図2 敦賀駅前広場  
 駅前広場区域



別図3 武生駅前広場  
 駅前広場区域



別図4 小浜駅前広場  
 駅前広場区域



別図5  
芦原温泉駅前広場  
——駅前広場区域

